

私立大学等改革総合支援事業委員会 委員長所見

この度、本委員会は、「私立大学等改革総合支援事業」について、本年9月に申請のあった746校(大学・短期大学・高等専門学校)の審査を行い、421校を支援対象校として選定した。

1. 「私立大学等改革総合支援事業」の意義

我が国は、少子高齢化の急速な進行により今や本格的な人口減少社会を迎え、地域コミュニティの衰退、グローバル化の進展・新興国の台頭による競争激化、東日本大震災からの復興等多くの課題に直面している。高等教育の約8割を担う私立大学は、18歳人口の急激な減少や都市部への若年人口流出等の影響を受け約4割で入学定員割れ、単年度の収支が赤字となっており、特に地方・中小規模校は厳しい経営環境に置かれている。

こうした状況の下、建学の精神に基づいた個性・特色豊かな教育を行い多様な人材を輩出してきた私立大学等が、我が国の持続的な発展のため担うべき役割は極めて大きく、各大学等が経営改革・教育研究改革に不断の努力を傾け、時代の荒波を乗り越えてゆかねばならない。

平成25年度から開始した本事業は、教学面からの大学改革に組織的・体系的に取り組む私立大学等を選定し、当該大学等の財政基盤の充実を図るため、経常費・施設費・設備費を一体として重点的に支援するものである。

タイプ1: 教育の質的転換

タイプ2: 地域発展

タイプ3: 産業界や他大学等との連携

タイプ4: グローバル化

私学助成が大学にとっての基盤的経費という性質を踏まえれば、外形的・客観的な評価に基づいて補助金の配分がなされることが原則であることから、本事業では、大学改革に資すると考えられる評価項目(設問)と得点を定めた調査票をタイプ毎に策定し、当該調査票への各大学等の回答を基に合計得点が高いものから選定する方式を採っている。

このように基盤的経費としての性質を十分に勘案しつつ、大学改革の実施状況を総合的に評価し、経常費・施設費・設備費によって総合的にメリハリある配分を行うという点で本事業は新たな取組であり、大学のガバナンス改革を促す効果が期待できるという意味においても有益と考える。

2. 選定に当たっての所見

本事業には、全私立大学等の約8割にあたる746校から申請があったことからみても、昨年度同様に大学等の改革意欲は十分に感じられた。評価項目(設問)への回答状況を経年比較してみると、総じて実施率の上昇が見て取れ、結果として合計得点による選定ラインを押し上げている。

これは、各大学等に大学改革に資する取組を促す、まさに本事業のねらいとするところであり、非常に好ましい結果と言える。大学改革を着実に進めるためには、国としての継続的な支援が不可欠であり、来年度も本事業を継続・充実する方向で検討すべきである。

各大学等には、改めて次のように認識いただけるようお願いしたい。

- 大学改革を円滑かつ効果的に進めるには、具体的な目標や行動計画を策定した上で、進捗状況のフォローアップを行い、その結果を次の改善に繋げることが重要であり、PDCAサイクルの確立に向けて本事業を大いに活用していただきたい。本委員会で議論した設問の回答状況等のデータや分析結果を公表するので、各大学の取組状況の相対化・見える化に役立てていただきたい。
- 本事業では基盤的経費の性質を踏まえ、外形的・客観的に実施状況を評価可能な項目（設問）を設けているが、もとより真に実効性のある改革を図る上では、取組の「質」こそ肝要であること。したがって、例えば、シラバスのチェックやナンバリングの実施等を契機として教育課程の体系性や各科目の内容を再確認するなど、本事業の選定をゴールではなく次なる改革に向けた通過点として取組の深化を追求すること。
- 本事業の申請や事後評価にあたっては、補助金担当者だけではなく、教学担当者など学内関係者との認識を共有させ、学内一体となって取り組んでいただきたい。また、実施率がほぼ100%になるなどして削除・見直しされた設問が出てきているが、こうした取組についても引き続き実施・発展されることを期待するものである。

3. 文部科学省及び日本私立学校振興・共済事業団への期待

最後に、来年度以降も本事業を実施する場合、文部科学省及び日本私立学校振興・共済事業団には以下の点を期待したい。

- 今回の選定プロセスで把握できた実態や各大学等からの意見も踏まえ、評価項目（設問）の更なる改善・充実を図ること。
- 学校種別、規模別、都道府県別の申請・選定状況をタイプ毎に子細に分析した上で、私立大学等における取組水準の全体的な底上げを図る観点から、特に申請・選定率が低い地域への対応を図るとともに、より望ましい申請要件・選定基準等について検討すること。
- タイプ1を中心に採択ラインが年々上昇しており、採択校数を充実させることが望ましいこと。
- 本事業による各大学等の改革の成果について、適切なフォローアップを行うこと。
- 昨年度に選定された大学等に対する現地調査の結果も踏まえつつ、調査票に記載された取組の実施状況を確認するなど丁寧かつ有効な現地調査を継続し、国費の配分方法として疑念を持たれることがないようにすること。

平成27年11月18日

私立大学等改革総合支援事業委員会事業委員会
委員長 納谷 廣美